

第5章 評価書における予測結果の概要と 事後調査（工事の実施中）の比較

第5章 評価書における予測結果の概要と事後調査（工事の実施中）の比較

評価書における予測結果の概要と事後調査（工事の実施中）結果の比較を表 5-1 に示す。

表 5-1 評価書における予測結果の概要と事後調査（工事の実施中）結果の比較（1 / 3）

項目	予測結果の概要	環境保全措置の実施内容	事後調査（工事の実施中）結果
植 物	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響も受ける可能性があると考えられる。</p> <p>建設発生土処理場及び貯水池の出現する範囲では、本種の生育確認個体数の約 63% (10 個体) が消失すると予測される。また、原石山、工事用道路、付替道路及び貯水池の出現する範囲の直近では、生育個体確認数の約 13% (2 個体) が消失する可能性があると考えられる。</p> <p>(評価書 6.1.7-91 頁)</p>	<p>直接改変の影響を受ける個体の移植を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、事前の環境巡視で確認した全ての個体 [426 個体 (ミヤコアオイ: 11 個体、カンアオイ属の一種: 415 個体)] を改変区域外の移植適地に個体移植した。</p> <p>移植後も生育個体が確認されていることから、環境保全措置としての個体移植が適切に行われたと判断される。</p> <p>なお、本種は環境保全措置を実施後、1 年間の生育状況を確認したのみであることから、引き続き事後調査を継続して個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>
	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響も受ける可能性があると考えられる。</p> <p>ダムの堤体建設発生土処理場及び貯水池の出現する範囲では、本種の生育確認個体数の約 78% (320 個体) が消失すると予測される。また、取水工の出現する範囲の直近では、生育確認個体数の約 1% (3 個体) が消失する可能性があると考えられる。</p> <p>(評価書 6.1.7-91 頁)</p>	<p>直接改変の影響を受ける個体の移植を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、事前の環境巡視で確認した全ての個体 (75 個体) を改変区域外の移植適地に個体移植した。なお、残る約 250 個体については、環境影響評価時の確認地点で再調査を行った結果、植生遷移等によって個体が自然消失していることを確認した。</p> <p>移植後も生育個体が確認され、開花や結実も確認されており、次年度には新たな個体が再生産されることが予測されることから、環境保全措置としての個体移植が適切に行われたと判断される。</p> <p>なお、本種は環境保全措置を実施後、1 年間の生育状況を確認したのみであることから、引き続き事後調査を継続して個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>

表 5-1 評価書における予測結果の概要と事後調査（工事の実施中）結果の比較（2/3）

項目	予測結果の概要	環境保全措置の実施内容	事後調査（工事の実施中）結果
植 物	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響は小さいと考えられる。</p> <p>ダムの堤体、建設発生土処理場、付替道路、貯水池及び取水工の出現による範囲では、本種の生育確認地点の 75% (12 地点) が消失すると予測される。</p> <p>(評価書 6.1.7-91 頁)</p>	<p>生育個体から種子を採取し、生育適地に播種を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、事前の環境巡視で確認した 2 箇所の生育地から採取した種子を含んだ約 10m³ の表土を改変区域外の移植適地に播種した。なお、残る 10 地点については、環境影響評価時の確認地点で再調査を行った結果、営農形態の変化に伴って個体が自然消失していることを確認した。</p> <p>移植後も生育個体が確認されていることから、環境保全措置としての個体移植が適切に行われたと判断される。</p> <p>ただし、本種は環境保全措置を実施後、2 年間の生育状況を確認したが、2 年目にあたる平成 28 年度の 2 回目の調査では生育個体が確認されなかった。しかし、本種は水田や湿地に生育する一年生草本植物で、気象の影響を受けやすいが、種子が土中で休眠する生態を持っている。当該移植地には休眠した種子（埋土種子）が多く含まれることが予測されることから、次年度もこれまでと同様に発芽するものと考えられる。</p> <p>なお、本種は環境保全措置を実施後、2 年間の生育状況を確認したのみであることから、引き続き事後調査を継続して個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>
	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響は小さいと考えられる。</p> <p>原石山、施工設備、工事用道路、建設発生土処理場及び貯水池の出現する範囲では、本種の生育確認個体数の約 75% (35 群[※]) が消失すると予測される。</p> <p>(評価書 6.1.7-92 頁)</p>	<p>直接改変の影響を受ける個体の移植を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、事前の環境巡視で確認した全ての個体 (17 群[※]) を改変区域外の移植適地に個体移植した。なお、残る約 20 群については、環境影響評価時の確認地点で再調査を行った結果、植生遷移等によって個体が自然消失していることを確認した。</p> <p>移植後も生育個体が確認されていることから、環境保全措置としての個体移植が適切に行われたと判断される。</p> <p>なお、本種は環境保全措置を実施後、1 年間の生育状況を確認したのみであることから、引き続き事後調査を継続して個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>

※オニコナスビはつる状の送出枝を伸ばして分布を広げる生態をもっており、これらが絡み合って生育している。評価書では、オニコナスビの計数方法について「オニコナスビ、ミクリ、ナガエミクリ、コガマ、ヒメカンガレイは、個体の区別が難しいため、個体数は「群」で表示した。」(評価書 6.1.7-27 頁) としており、これを踏襲した。

表 5-1 評価書における予測結果の概要と事後調査（工事の実施中）結果の比較（3/3）

項目	予測結果の概要	環境保全措置の実施内容	事後調査（工事の実施中）結果
植 物	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響も受ける可能性があると考えられる。</p> <p>ダムの堤体、工事中道路、建設発生土処理場及び貯水池の出現による範囲では、本種の生育確認個体数の約 20% (11 個体) が消失すると予測される。また、付替道路の出現する範囲の直近では、生育確認個体数の約 2% (1 個体) が消失する可能性があると考えられる。</p> <p>(評価書 6.1.7-92 頁)</p>	<p>直接改変の影響を受ける個体の移植を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、改変前の環境巡視で確認した全ての個体(14 個体)を、人為管理下若しくは環境保全措置への移行を前提としつつ、改変区域外に設置した移植試験地へ移植した。</p> <p>専門家の指導・助言を得て実施した平成 28 年度の移植試験において良好な結果が得られており、本種の移植に係る知見が蓄積されたと判断される。</p> <p>そこで、環境保全措置への移行を前提に、改変区域外に設置した移植試験地のうち、良好な生育が確認された 3 地点を平成 29 年度から環境保全措置の実施箇所へと移行した。</p> <p>消失リスクを軽減する目的で、人為管理下で育てている個体についても、専門家の指導・助言のもと、環境保全措置としての移植を適宜実施した上で、事後調査によって個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>
	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響はないと考えられる。</p> <p>建設発生土処理場の出現する範囲では、本種の生育確認個体数の 100% (7 個体) が消失すると予測される。</p> <p>(評価書 6.1.7-93 頁)</p>	<p>直接改変の影響を受ける個体の移植を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、事前の環境巡視で確認した全ての個体(73 個体)を改変区域外の移植適地に個体移植した。</p> <p>移植後も生育個体が確認されていることから、環境保全措置としての個体移植が適切に行われたと判断される。</p> <p>なお、本種は環境保全措置を実施後、1年間の生育状況を確認したのみであることから、引き続き事後調査を継続して個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>
	<p>本種は、対象事業の実施により、直接改変による影響を受け、直接改変以外の影響は小さいと考えられる。</p> <p>原石山、建設発生土処理場及び貯水池の出現する範囲では、本種の生育確認個体数の約 21% (41 個体) が消失すると予測される。</p> <p>(評価書 6.1.7-93 頁)</p>	<p>直接改変の影響を受ける個体の移植を行う。</p>	<p>直接改変を受ける箇所に生育していた個体については、事前の環境巡視で確認した全ての個体(456 個体)を改変区域外の移植適地に個体移植した。</p> <p>移植後も生育個体が確認されていることから、環境保全措置としての個体移植が適切に行われたと判断される。</p> <p>なお、本種は環境保全措置を実施後、1年間の生育状況を確認したのみであることから、引き続き事後調査を継続して個体移植の効果を検証し、直接改変による本種への影響の回避・低減に努める。</p>